

議案第40号

専決処分について

財産の取得について、令和2年8月18日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月1日提出

大牟田市長 関 好 孝

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

1 取得する財産

(1) 種類 みなと小学校外27校基幹通信設備

(2) 数量 28台

2 取得の価格 32,942,800円

3 取得の方法 随意契約

4 取得の相手方 福岡県大牟田市不知火町1丁目3番地の10

株式会社有明ねっこむ

代表取締役 糸 永 一 平

提案理由

みなと小学校外27校基幹通信設備を取得するに当たり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、本案を提出する。